

公益社団法人日本地震工学会 会計処理に関する細則

2017年10月23日制定

(目的)

第1条 この細則は、公益社団法人日本地震工学会（以下「当学会」という。）の財産管理運用規則（以下「財産管理運用規則」という。）第6条の規定により、勘定科目に関わる会計処理の実施に関して、定めるものである。

(適用範囲)

第2条 この細則の適用範囲は、財産管理運用規則と同じとする。

(勘定科目の名称、性質、処理基準)

第3条 勘定科目の名称、性質、及び処理基準は、別表1の通りとする。

(経理区分)

第4条 当学会の経理は、以下に区分する。

① 公益目的事業1(公1) ② 法人会計

2 上記区分について、事業①②の区分に計上すべきことが明らかなものは、それぞれの事業に計上する。また管理費の経費など、複数の区分にまたがるものは、適切に按分し、その按分割合を記録に残すこと。なお平成28年度収支予算書作成時の按分割合は、別表2の通りである。

(主要帳簿と補助帳簿の様式)

第5条 主要帳簿（総勘定元帳、仕訳帳）と補助帳簿の様式としては、以下の項目を要する。ただし市販の会計ソフトの様式を利用してもよい。

- ・タイトル（総勘定元帳／仕訳帳／補助帳簿）
- ・法人名（公益社団法人日本地震工学会）
- ・勘定科目
- ・取引年月日
- ・摘要
- ・金額
- ・押印欄

(領収書の様式)

第6条 領収書の様式としては、以下の項目を要する。

- ・タイトル (領収書)
- ・取引年月日
- ・領収書提出先
- ・金額
- ・摘要
- ・作成法人名 (公益社団法人日本地震工学会)
- ・伝票番号
- ・作成元印欄

(物品台帳)

第7条 物品台帳の様式としては、以下の項目を要する。

- ・タイトル (物品台帳)
- ・作成法人名 (公益社団法人日本地震工学会)
- ・物品管理者名
- ・作成年月日
- ・物品名称
- ・物品数量
- ・物品購入年月日
- ・物品置き場所
- ・備考

(細則の改廃)

第8条 本細則を改廃する場合は、理事会の承認を得て行うものとする。

付則

- 1) この細則は、平成29年10月23日より施行する。

(別表1)

【勘定科目】

科 目	公益目的事業1 (公1)	法人会計	処理基準
1. 経常増減の部			毎年度の事業活動から経常的に発生する収益・費用
(1) 経常収益			毎年度の事業活動から経常的に発生する収益
基本財産運用益			
基本財産利息	無し		
受取入会金			
正会員入会金	○	○	公1、法人各50%で按分
受取会費			
正会員会費	○	○	公1、法人各50%で按分
法人会員会費	○	○	公1、法人各50%で按分
事業収入			
会誌購読料	無し		
論文投稿料	○		
調査研究収入	○		
広報収入	○		会誌広告掲載料等
研究発表会事業収入	○		
受取補助金			
民間助成金	○		
受取寄付金、雑収益			
寄付金	○	○	学生会員会費公1、法人各50%で按分
受取利息	○		
雑収益	○		
指定正味財産からの振替額	○	○	
経常収益計	○	○	
(2) 経常費用			毎年度の事業活動を行うために経常的に発生する費用
事業費			事業を行うために直接必要な費用
給料手当	○		管理費給料手当は公1、法人で適切に按分
臨時雇用賃金	○		
退職給付費用	無し		
税理士報酬	○		管理費税理士報酬は公1、法人で適切に按分
会議費	○		管理費理事会会議費は公1、法人で適切に按分
旅費交通費	○		管理費理事会旅費交通費は公1、法人で適切に按分
諸謝金費	○		
通信運搬費	○		管理費通信運搬費は公1、法人で適切に按分
減価償却費	○		管理費減価償却費は公1、法人で適切に按分
賃借料	○		管理費賃借料は公1、法人で適切に按分
会場設営費	○		
地震災害対応委員会	○		

科 目	公益目的事業1 (公1)	法人会計	処理基準
IAEE支援費	○		
海外広報費	○		
17WCEE関連支出	○		
JEESシンポジウム関連支出	○		
他団体共催事業費	○		
展示事業費	○		
印刷製本費	○		
委託費	○		
サーバー関連費	○		
リース料	○		管理費リース料は公1、法人で適切に按分
消耗品費	○		管理費消耗品費は公1、法人で適切に按分
雑費	○		管理費雑費は公1、法人で適切に按分
期首棚卸高	○		貯蔵品処理科目
期末棚卸高	○		貯蔵品処理科目
管理費			法人の管理運営のための費用
給料手当		○	公1、法人で適切に按分
法定福利費		○	
会議費		○	公1、法人で適切に按分
旅費交通費		○	公1、法人で適切に按分
通信運搬費		○	公1、法人で適切に按分
減価償却費		○	公1、法人で適切に按分
賃借料		○	公1、法人で適切に按分
消耗品費		○	公1、法人で適切に按分
リース料		○	公1、法人で適切に按分
総会費		○	
選挙管理費		○	
役員推薦委員会費用		○	
租税公課		○	
会員関連費		○	
税理士報酬		○	公1、法人で適切に按分
雑費		○	公1、法人で適切に按分
経常費用計	○	○	
評価損益等調整前当期経常増減益	○	○	各区分の（経常収益計－経常費用計）
基本財産評価損益等		無し	
特定資産評価損益等		無し	
投資有価証券評価損益等		無し	
評価損益等計		無し	
当期経常増減額	○	○	各区分の評価損益等調整前当期経常増減額と評価損益等の合計

科 目	公益目的事業1 (公1)	法人会計	処理基準
2. 経常外増減の部			臨時的・過年度修正の収益・費用
(1) 経常外収益	○	○	臨時的に発生した収益や過年度修正益
(2) 経常外費用	○	○	臨時的に発生した費用や過年度修正損
当期経常外増減額	○	○	
当期一般正味財産増減額	○	○	各区分の当期経常増減額と経常外増減額の合計
一般正味財産期首残高	○		公1、法人の合計額を記載
一般正味財産期末残高	○		公2、法人の合計額を記載
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	○		公1、法人の合計額を記載
指定正味財産期首残高	○		公1、法人の合計額を記載
指定正味財産期末残高	○		公1、法人の合計額を記載
III 正味財産期末残高	○		公1、法人の合計額を記載

(別表 2)

【按分割合】

按分対象科目	公益目的事業 1 (公 1)	法人会計
【入会金・会費収入】		
正会員入会金	50%	50%
正会員会費	50%	50%
法人会員会費	50%	50%
学生会員会費 (寄付金扱い)	50%	50%
【管理費】		
給料手当	90%	10%
通信運搬費	90%	10%
減価償却費	50%	50%
税理士報酬	50%	50%
会議費 (理事会)	50%	50%
消耗品費	90%	10%
賃借料	90%	10%
リース料	90%	10%
雑費	90%	10%